

## 奈良市公告

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和8年4月27日

奈良市長 仲川 元庸

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 猿沢池周辺温泉源調査業務委託
- (2) 業務場所 奈良市猿沢池周辺
- (3) 業務期間 令和8年6月1日から令和8年9月30日まで
- (4) 業務概要 ①地質把握のための地表調査及び源泉湧出量等把握のための地質調査  
②温泉探索資料の作成（開発の可能性を示す資料）  
③周辺既存源泉の調査  
④掘削許可申請書作成支援

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての事項に該当するものとします。

- (1) 令和8年度入札参加資格者名簿（コンサル）に公告日において、入札参加希望種目のうち「地質調査」が登録されているものであること。
- (2) 公告日以前において、国、地方公共団体、これらに準ずる団体、または民間企業等が発注した温泉開発に係る地質調査業務等を、過去2年以内に受託した実績を有する者であること。
- (3) 市町村税を滞納していない者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (5) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

### 3 仕様書等を示す日時及び場所

#### (1) 日時

令和8年4月27日から令和8年5月26日までの（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで除く。）

#### (2) 場所

奈良市観光経済部観光戦略課及び奈良市ホームページ上

(仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。)

#### 4 入札参加申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を1部提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 国、地方公共団体、これらに準ずる団体、または民間企業等が発注した温泉開発に係る地質調査業務等の過去2年以内の受託実績が確認できる書類(契約書の写し等)

(2) 入札参加申請方法

令和8年4月27日から令和8年5月13日までの(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)午前9時から午後5時までに、奈良市観光経済部観光戦略課に(1)の書類を持参又は郵送(13日必着)してください。なお、郵送の場合は必ず一般書留又は簡易書留で送付してください。

(3) 入札参加者の決定通知

令和8年5月15日に入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適合要件が判明した場合は、入札参加できません。

#### 5 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書により提出してください。

ア 提出期限 令和8年5月1日 午後5時まで

イ 提出場所 kankousenryaku@city.nara.lg.jp (奈良市観光戦略課宛)

ウ 電子メールにより提出してください。持参、郵送及びファクシミリによるものは受け付けません。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和8年5月11日までに奈良市ホームページに掲載予定とします。

#### 6 開札の場所及び日時

奈良市役所入札室(中央棟3階)

令和8年5月27日 午後2時00分

#### 7 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければなりません。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は、これを免除します。

#### 8 入開札に関する事項

(1) 入札方法 持参入札

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。

入札書記載の金額は全体見積額(税抜き)を記載してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10

に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 再度入札 再度入札は1回を限度とします。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札

ウ 入札書に記名押印のない入札

エ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

オ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

カ 入札金額を訂正した入札

キ 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札

ク 入札書の日付が開札日でない入札

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

## 9 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

## 10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。

(3) 入札に関する問い合わせ先

奈良市観光経済部観光戦略課

電話 0742-34-5135